

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる市が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年2月19日同意した。

平成19年3月2日

香川県知事 真 鍋 武 紀

市 名	土 地 改 良 事 業 名
観音寺市	単独県費補助土地改良事業（水路新設事業）代之池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）丸井北地区